

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年7月10日

支出負担行為担当官
沖縄防衛局長 村井 勝
(公印省略)

1 入札に関する事項

- (1) 業 務 名：沖縄防衛局（8）住宅防音事業設計図書審査補助業務（その3）
- (2) 履行内容：住宅防音事業設計図書審査補助業務標準仕様書のとおり
- (3) 履行場所：沖縄防衛局、受託者の事務所、
嘉手納飛行場周辺地区及び普天間飛行場周辺地区
- (4) 履行期間：契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

2 競争参加資格

(1) 単体企業

- ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者でないこと。
- イ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処され、又はこの法律の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者でないこと。
- ウ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- エ 住宅防音事業に係る設計図書審査補助業務及び完了確認補助業務実施要項第8（6）イ（ア）aの規定により契約を解除され、その解除の日から起算して5年を経過しない者でないこと。
- オ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当する者でないこと。
- カ 法人であって、その役員のうちに前各号いずれかに該当する者があるものでないこと。
- キ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者でないこと。
- ク その者の親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）が前各号のいずれかに該当する者でないこと。
- ケ その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによって設計図書審査補助業務及び完了確認補助業務（以下、「設計審査等補助業務」という。）の公正な実施又は設計審査等補助業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者でないこと。
- コ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- サ 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供等」のC又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）。
- シ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。

- ス 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領（防経装第10622号。25. 8. 1）」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- セ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する業務等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- ソ 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する業務等から排除するよう要請があった有資格業者とは契約を締結しない。
- (2) 共同事業体
単独で設計審査等補助業務が担えない場合は、適正に設計審査等補助業務を遂行できる共同事業体を結成し、入札に参加することができる。その場合は、入札書類提出時までに代表者を定め、それ以外の者は構成員として参加するものとする。
- (3) 入札参加者間の公平性
入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件
- ア 個人情報の保護に関する要件
- (ア) 個人情報を適正に管理できることを証明できる者であること。
- (イ) 地方防衛局及び東海防衛支局（以下「地方防衛局等」という。）が発注した設計審査等補助業務において、個人情報の漏えい、流出、紛失等が認められた者（個人情報の漏えい、流出、紛失等が認められた他の者の役員が所属する場合を含む。）にあっては、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク使用許諾又は一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが認定する認証機関のISMS認証を得ていること。
- イ 中立公平性に関する要件
- (ア) 防衛省が行う住宅防音事業に係る工事、設計・監理又は事務手続補助等委託業務（以下「住宅防音事業関連業務」という。）の請負者又は受託者（下請者又は再受託者、住宅防音事業関連業務において補助金等の額の確定がされていない事案の請負者又は受託者及び本業務に係る契約を締結する日以降に住宅防音事業関連業務の請負者又は受託者になることが見込まれる者を含む。以下「請負者等」という。）でないこと。
- (イ) 本業務に係る契約を締結する日より前及び契約を締結する日以降において、請負者等と資本又は人事面において関連がある者（次のaからcまでのいずれかに該当する者又はこれに準ずる者をいう。）でないこと。
- a 請負者等と親会社等又は子会社等の関係にある場合
- b 請負者等との間でいずれか一方の会社等が関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第18号に規定する関連会社をいう。）である場合
- c 請負者等との間において、一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を兼ねている場合
- ウ 提案書に関する要件
提案書は、設計審査等補助業務の実施体制を明記し提出すること。
- エ 人員に関する要件
- (ア) 業務の履行に関し、主任者及び作業者は次の資格のいずれかを有する者であること。
- a 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級、二級建築士又は木造建築士
- b 一級又は二級建築施工管理技士（建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定に合格した者）
- c 建築積算士又は建築積算士補（公益社団法人日本建築積算協会の登録を受けている者）
- d 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条等に基づく補助金等の交付決定等に関する審査業務等に、国、地方自治体等の職員として10年以上従事した経験を有する者
- e 大学卒業後5年以上相当※の建築実務（建築士法施行規則（昭和25年建設省令第

38号) 第10条に規定する実務及び発注者として従事した設計・積算・工事監督等の実務をいう。) の経験を有する者

※大学卒業後5年以上相当とは、大学卒業後5年以上、短大・高専卒業後8年以上、高校卒業後11年以上とする。

(イ) 申請者と直接的な雇用関係があること。

オ アからエまでの規定は、(2)に規定する共同事業体を結成する全ての企業に適用する。

3 入札方法等

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札手続等入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 担当部局

〒904-0295

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9

沖縄防衛局総務部契約課

電話：098-921-8131（内線157）

FAX：098-921-8167

(2) 入札説明書等の交付期間等

令和8年7月10日から令和8年8月26日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）担当部局にて交付する。入札に関する質問は書面（形式自由、電子メール又はFAX等）により受け付け、質問及び回答は軽微なものを除き全て公表する。

(3) 競争参加資格確認書類の提出等

提出期限 令和8年7月24日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

提出場所 上記4（1）に同じ。

提出方法 持参又は郵送等（書留郵便）によるものとする。

競争参加資格の確認結果の通知 令和8年8月12日までに郵送で行う。

(4) 開札の日時及び場所等

別紙のとおり

入札書は持参又は郵送すること。（郵送による場合は開札日前日までに必着）

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除。

(3) 契約保証金 納付。

契約金額の100分の10以上を納付する。納付先は保管金の取扱店 日本銀行コザ代理店とする。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁沖縄防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることが出来る。また、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、証明書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づく調査を行うので、協力しなければならない。

(6) 手続における交渉の有無 無。

(7) 契約書作成の要否 要。（収入印紙不要）

(8) 適用する契約条項

ア 業務委託契約書

イ 住宅防音事業に係る業務委託契約における個人情報の保護に関する特約条項

ウ 暴力団排除に関する特約条項

エ 談合等の不正行為に関する特約条項

オ 債権譲渡禁止特約の部分的解除のための特約条項

(9) 関連情報を入手するための紹介窓口 上記４（１）に同じ。

(10) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記２(1)サに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記４(3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加の確認を受けていなければならない。

(11) 詳細は入札説明書による。

設計審査等業務一覧表

No	業務名	履行期間	履行場所	入札日	入札時間	入札場所
1	沖縄防衛局(8)住宅防音事業設計図書審査補助業務(その2)	契約締結の翌日 ～ R9.3.31	沖縄防衛局、受託者の事務所、嘉手納飛行場周辺地区及び普天間飛行場周辺地区	R8.8.27	15:30	沖縄防衛局 講堂1(4F)
2	沖縄防衛局(8)住宅防音事業設計図書審査補助業務(その3)				16:00	
3	沖縄防衛局(8)住宅防音事業設計図書審査及び完了確認補助業務(その4)	契約締結の翌日 ～ R11.3.30			16:30	
	合計				3件	